

地域づくり活動補助金 Q&A

地域の活性化及び協働のまちづくりの推進を図るために、区やその他の公共的団体が自ら考え、自ら行動を起こす地域づくり活動に対して、補助金を交付します。

○補助金の種類



地域づくり活動補助金にはどんな補助がありますか？

地域づくり活動補助金は、地域の活性化などの地域づくり事業を支援する「事業経費補助」と、新たに立ち上がった団体の運営を支援する「団体運営補助」の2種類があります。



○補助金の対象となる団体



補助金の対象となる団体はどんな団体ですか？

補助金の交付対象となる団体は、区、NPO 団体その他地域づくり事業を行う団体になります。また、市内に事務所があり、市内を中心に活動を行っていることが条件となります。ただし、政治活動、宗教活動及び営利活動を目的としない団体に限ります。

補助の申請にあたっては事前に団体の認定が必要になる場合があります。

詳しくは、6 ページの「○補助金を受けるための手続き」をご確認ください。



○補助の対象となるもの



補助金の対象となるものについて教えてください。

○事業経費補助・・・

地域の活性化や協働のまちづくり推進のために自分たちで考えて、自分たちで行動する地域活動が対象となります。

(年度内に完了する事業に限ります。)

○団体運営補助・・・

設立後2年以内の団体で、団体の運営や活動を行うための初期費用が対象になります。



ただし、以下の場合は対象となりませんのでご注意ください。

○事業経費補助

- ① 市から他の補助金を受けているもの又は他の補助金の対象となる場合
- ② 事業の拡充等がなく、既に団体で定例的に行われている場合
- ③ 政治活動、宗教活動または営利を目的とした場合
- ④ 適当でないと判断された場合

○団体運営補助

- ① 団体の前年度からの繰越金が、補助金の額を上回る場合
- ② 適当でないと判断された場合

対象となる事業のポイント💡

- | | |
|------|------------------------|
| ○公共性 | >> 地域活性化や地域の利益につながるもの |
| ○独創性 | >> 独自の発想又は新たな視点によるもの |
| ○発展性 | >> 波及効果又は新たな展開が期待できるもの |



事業内容等の相談は、随時地域づくり支援課（中央公民館）で受け付けていますのでお気軽にご相談ください。





過去に補助を受けたことがあっても、再び補助を受けることはできますか。

事業経費補助は可能です。過去に補助を受けた事業と別の事業であれば、同一団体でも再度申請することが可能です。
なお、同一事業に対する補助金の交付は2回が限度となります。
団体運営補助は1回のみとなります。
また、補助金の採択は同一年度に1団体1事業です。



○補助金の対象経費



事業にかかるすべての経費が、交付対象経費にはならないのですか。

○事業経費補助

基本的に、事業の実施に必要な経費が対象となります。

ただし、事業を行うのに必要な機器の賃借、業者委託に係る経費がある場合は、総事業費の10分の2が限度額となります。

○団体運営補助

基本的に、新たに立ち上げた団体の運営・活動に必要な経費が対象となります。



※対象となる経費

- | | |
|--------------------------------|---------|
| ○謝金・交通旅費 | ○通信運搬費 |
| ○消耗品費 | ○会場使用料 |
| ○印刷・製本代 | ○原材料購入費 |
| ○機器の賃借及び業務委託（10分の2※例を参照ください。）等 | |

※対象外となる経費

- ・団体の事務所等を維持するための経費（例：事務所の家賃・光熱費）
- ・団体の構成員による会合の飲食代（例：会議の際の食事代）
- ・団体の構成員に対する人件費、旅費及び謝礼

※機器の賃借、業者委託に係る経費がある場合

総事業費 100 万円

（内訳：機器の賃借・業者委託に係る経費 70 万円、その他経費 30 万円）の場合

機器の賃借、業者委託に係る経費 70 万円

その他経費 30 万円

$100\text{万円} \times 2/10 = \underline{20\text{万円}}$ ← 70万円のうち20万円が補助限度額

$\underline{20\text{万円}} + 30\text{万円（その他経費）} = \underline{50\text{万円（補助対象経費）}}$

$50\text{万円} \times \left[\begin{array}{l} 100/100 \\ 75/100 \\ 50/100 \end{array} \right] = \text{補助額}$

補助率については、5 ページの「○補助金額・補助率」をご確認ください。

※機器の賃借とは・・・事業に必要な機器を借りるための使用料

※業者委託とは・・・企画、設計、調査から成果品の納品まで一連の業務



○補助金額・補助率



補助金は、どのくらいもらえるのですか？

○事業経費補助

事業経費補助の補助率は、事業の公益性、効果等により決定した補助率を補助対象経費に乗じて算出します。ただし 50 万円を補助限度額とします。

- (1) 地域の活性化に効果が大きく、かつ公益性の大きいもの 100 分の 100
- (2) 地域の活性化に効果が大きいと認められるもの 100 分の 75
- (3) 事業の内容により、補助の必要性があると認められるもの 100 分の 50

○団体運営補助

新設団体運営補助の補助率は、2 分の 1 以内となります。ただし、補助金の額は 5 万円を補助限度額とします。

※補助金額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てとなります。



事業経費補助のポイント💡



事業の際に収益が出る場合は、どうすればいいですか。

事業収入として計上し、事業費から控除してください。

また、当初見込んでいた額より収益が増えた場合は、補助金額が減額される場合があります。ご注意ください。



例

※事業による収益がある場合の留意点

補助金交付対象経費から収入を差し引いた後、補助額を算出します。

補助金交付対象経費 70 万円、補助率 100 分の 50 で、20 万円の事業収入がある場合

$50 \times 50 / 100 = \text{補助金額 } 25$	自己負担 25	収入 20
収入を引いた補助金交付対象経費 50		差引分



○補助金を受けるための手続き



市の事業認定を受ける際の手続きを教えてください。

1 申請団体の認定

まず、団体の認定を行います。

地域づくり活動補助金申請団体認定申請書（様式第1号）を地域づくり支援課（中央公民館）へ提出してください。団体の活動内容などの確認を行い、補助金の交付対象団体認定のための事前審査を行います。



【提出書類】

地域づくり活動補助金申請団体認定申請書（様式第1号）

（添付書類）

- ☐ 団体の規約等
- ☐ 団体の構成員名簿（任意様式）
- ☐ 団体の収支計画書
- ☐ その他参考となる書類

（例：団体のチラシやHP等の写しなど活動が分かる書類）

2 補助金交付認定

申請団体の認定を受けましたら補助金の種類に応じて補助金交付認定のための申請書の提出をお願いします。

（申請団体認定申請と同時提出も可能です。）

- ① 事業経費補助を受けたい場合は・・・

東御市地域づくり活動事業補助認定申請書（様式第3号）

- ② 新設団体運営補助を受けたい場合は・・・

東御市地域づくり活動団体運営補助認定申請書（様式第4号）

郵送ではなく、地域づくり支援課（中央公民館）まで持参してください。

後日、認定審査会が行われます。



※「申請団体の認定」と「補助金交付認定」は一緒に提出いただいても構いません。

【提出書類】

①東御市地域づくり活動事業補助認定申請書（様式第3号）

（添付書類）

- ☐ 団体の規約
- ☐ 団体の予算書（昨年度の決算書）
- ☐ 団体の事業計画書（昨年度の事業報告書）
- ☐ 団体の活動内容がわかる資料（総会資料等）
- ☐ 申請事業の内容がわかる図面、詳細資料（見積書等）

②東御市地域づくり活動団体運営補助認定申請書（様式第4号）

（添付書類）

- ☐ 団体の規約
- ☐ 団体の構成員名簿
- ☐ 団体の収支計画書
- ☐ 団体の活動内容がわかる資料（総会資料等）

3 認定審査会



認定審査会について、詳しく教えてください。

正式な名称は「東御市地域づくり活動補助金事業認定審査会」といいます。補助認定申請のあった団体について、補助金交付の対象となるか審査することを目的として開催されます。

申請団体の代表者（もしくは事業内容を説明できる方）は審査会に出席し、団体の活動等について説明していただきます。説明後、審査員から質問されることがありますので、簡潔に回答してください。



※審査会について、各審査員の審査内容は公表しません。

4 認定審査会の審査結果及び補助金交付申請



審査会の結果を知る方法を教えてください。

認定審査会の結果は、書面で団体の代表者の方へ送付します。補助金交付の認定を受けましたら事業着手の前に補助金等交付申請書の提出をお願いします。



【提出書類】

補助金等交付申請書

（添付書類）

- ☐ 事業計画書
- ☐ 経費内訳詳細
- ☐ 見積書（写し）

補助金等交付申請書の提出後、交付決定通知を送付します。交付決定前に支出された経費は対象外となり、補助金が減額される場合があります。補助金交付決定日以降に事業を開始してください。



5 事業実施



事業実施の最中に補助金をもらうことはできますか？

補助金のお支払いは原則として事業完了後となりますが、概算
払も可能です。希望する場合は地域づくり支援課（中央公民
館）までご相談ください。



事業を進めるなかで気を付けることはありますか？

事業実施の際に取得・作成した備品、設備、印刷物等に
「令和○年度東御市地域づくり活動補助金事業」
と表記をお願いします。



6 事業完了後



事業完了後の手続きを教えてください。

事業が終了したら必要事項を記入のうえ、補助事業等実績報告書を地域づくり支援課（中央公民館）へ持参してください。



【提出書類】

補助事業等実績報告書

（添付書類）

- ☐ 請求書（写し）
- ☐ 領収書（写し）
- ☐ 活動報告書
- ☐ 事業実施時の写真・資料等
- ☐ 事業の効果がわかる資料



当初の見込みより事業費が大きく（小さく）なってしまった場合はどうなるのですか。

事業費が当初の見込みより大きくなった場合でも、交付決定額を超えた補助金の支払いはできません。足りない分は自己資金で賄っていただくことになります。

事業費が当初の見込みより小さくなった場合は、その事業費で改めて補助額を算出します。



※事業費の変動等がありましたら、地域づくり支援課にご相談ください。

提出していただいた補助事業等実績報告書に基づき、審査を行います。ここで、補助金交付対象経費が確定します。
事業費の中に補助対象と認められない経費が含まれている場合には、交付決定した額よりも低い金額で補助金の交付確定がされることもあります。補助金の確定額は確定通知書を送付しますので、確認をお願いします。
その後、補助金等交付請求書に口座番号など必要事項を記入し、持参してください。指定口座に補助金をお振込みします。



なるほど、わかりました。

また質問などがありましたら、地域づくり支援課（中央公民館）までお願いします。



※提出書類（補助金等交付申請書・補助事業等実績報告書・補助金等交付請求書）の様式は、地域づくり支援課で用意いたします。

問い合わせ・受付窓口

地域づくり支援課（中央公民館）

電話：0268-75-5506

e-mail：chiiki@city.tomi.nagano.jp